

[最優秀賞]

# ブレイクスルー—思考的弁護活動の一例

市川雅士 第二東京弁護士会・61期

## 受任の経緯

2009(平成21)年3月から6月にかけて、当職はA氏(以下敬称略)の弁護人として2件の恐喝事件について弁護活動を行った。

A(男性。23歳)は、愛知県甲地方を活動地域とする暴力団B組の中堅幹部である。Aは、2009(平成21)年3月上旬、下記の事件①で起訴され、国選弁護人に当職が選任された。事件②は、その後に存在が判明した余罪である。

**事件①(恐喝被告事件)**——Aは、2008(平成20)年3月、とび職の仕事をMに紹介しようとしたところ、Mは、仕事を受けるのを嫌がり、Aからの電話を受けないなどした。Aは、2008(平成20)年5月、愛知県甲地方のA宅において、M・A共通の知人YとともにA宅を訪れたMに対し、Mの上記対応を糾弾して金銭の支払いを要求し、後日Mから50万円の支払いを受けた。

**事件②(恐喝被疑事件)**——Aは、2007(平成19)年12月、知人のT女から「Mらに強姦された」との連絡を受けた。T女から連絡を受けたAら(AおよびAの友人F)は、Mら2名を電話で呼び出し、Mらに制裁として暴行を加え、後日、Mらから合計100万円の支払いを受けた。

## 問題の所在

選任されたその足で東京の某警察署へ接見に行き、Aから話を聞いた。Aは、「自宅でMと話をしたこと、後日Mから50万円を受け取ったことは間違いないが、警察が言うような脅迫文句は言っていない。しかし、自分は先日子どもが産まれたばかりで、反省の意を認めてもらって執行猶予が付くように、取調べでは多少のことには目をつぶり、誘導にはすべて従ってきた。なんとか執行猶予にしてほしい」と言う。し

かし、事情が明らかになるにつれ、執行猶予が必ずしも容易に得られる状況ではないことも明らかになってきた。

1 最大の障害は、追起訴予定の余罪(事件②)が存在したことである。

事件②はすでに1年以上前の事件であり、その間何らの動きもなかったため、Aは、事件②が今さら捜査対象になるとは予想していなかった。しかし、事件②は、事件①と被害者が同一人物であり、被害金額も決して軽微とはいえず、仮にこれが追起訴されれば、執行猶予が大きく遠のくことは明白であった。

2 第2の障害は、Aが、事件①で逮捕される数カ月前に、別件で執行猶予判決を受けていたことである。事件①②は前回の執行猶予判決よりも前に起きた事件であったため、執行猶予中であることが直ちに致命傷となるわけではなかった。しかし、Aは、前回、「暴力団から足を洗う」と公判廷で供述したにもかかわらず、実際はその後もB組との関係を断ち切れておらず、このことは情状面で大きなマイナス材料となることが予想された。

3 第3の障害は、事件①②がいずれも愛知県甲地方で発生した事件であり、被害者Mをはじめとする関係者が愛知県甲地方に居住していたことである。愛知県甲地方は、名古屋から電車で1時間以上かかる場所にあり、東京からは新幹線を使っても片道3時間半かかる。当職の事務所は東京にあるため、通常であれば容易に行えるはずの被害者や関係者との面会にも、いちいち丸一日かけて出張せざるをえず、弁護活動の大きな障害となった。後日談だが、本件終了後、法テラスから支給された遠距離接見等交通費は11万円を超えた。

なお、Aが東京で勾留されていた唯一の理由は、

当時たまたま警視庁で対B組の集中捜査が行われていたからである。警視庁でAの取調べを行うために、一切の負担が被告人側に転嫁された形であり、捜査機関および令状裁判官の対応は今でも許しがたい。当時、Aの妻は、子を産んで間もなく、東京まで面会に来ることは著しく困難な状況にあった。このため、Aは、地元で勾留されていれば多少なりとも受けることができたはずの家族による援助から切り離され、精神面でも、被疑者・被告人としての防御の面でも多大な不利益を被ることとなった。

4 執行猶予を勝ち取るためには、事件①の公判活動の他に、次の2つのハードルをクリアする必要があった。

第1に、Mとの示談を成立させる。事件①②において、MからAに各50万円が支払われたこと、および、それら金銭授受に民事上の正当な原因がなかったことは争いが無い以上、やはり示談による被害の回復が最低限必要であると思われた。

第2に、(できれば示談を成立させたいうえで)事件②を不起訴に追い込む。事件②が起訴されれば、執行猶予が大きく遠のくことは必至であった。

## 示談交渉

1 最初の目標はMとの示談であるが、Aと妻にはまったく貯えがなかった。そのため、示談の第一歩は、Aの両親(愛知県甲地方在住)に示談金の負担をお願いすることであった。

Aの実家は平均的なサラリーマン家庭で、決して経済的に余裕があるわけではなかった。両親は、前回の執行猶予判決からわずか数カ月でAが再び逮捕されたことに憤っており、「Aにはこれまで何度も迷惑をかけられてきた。もう我慢の限界だ。『刑務所へ行け』と伝えてほしい」という対応であった。しかし、当職は、多数回に及ぶAとの接見の結果、Aは、確かに暴力団員だが、曲がったことが嫌いで、それなりに筋の通った人物であり、きっかけさえあれば更生はできると考えていたので、食い下がった。「産まれたばかりのお孫さんのことも考えていただきたい。Aが刑務所に入ることになれば、残された奥さんとお孫さんはどうなるでしょう。また、子どもの誕生がきっかけ

となって、Aが人生を真剣に考えてくれる可能性を、信じてあげることにはできないでしょうか。

数日後、ご両親から、「なんとかかき集めて55万円用意した。示談をまとめてほしい」との連絡をいただいた。Aにこのことを伝えたところ、「これまで何度も迷惑をかけてきたので、今回は絶対だめだとあきらめていた。親には本当に申し訳ない」と顔を伏せた。

2 当初、Mとの示談交渉はとんとん拍子に進むかに思えた。Mに電話で接触したところ、Mは「示談には応じる。示談金を持って会いに来てほしい」と言っていたからである。

ところが、数日後にM宅(愛知県甲地方在住)を訪ねたところ、Mは態度を翻し、「今は示談に応じるつもりはない。また、示談の条件は、最低でも、事件①②で支払われた合計100万円に、慰謝料を上積みした金額でなければ話にならない」と言う。

後でわかったことだが、当職がMに電話で接触した後、警視庁からMに対し「近々、事件②でAを逮捕する」との連絡が入っていたらしい。Mは、覚せい剤入手の便宜のためにB組の周辺をうろちろしていたチンピラであるが、2008(平成20)年に覚せい剤所持で警視庁に逮捕された際、対B組集中捜査を行っていた警視庁からB組に関するネタの提供を持ちかけられ、日頃からAを快く思っていなかったこともあり、事件①②の被害供述を警視庁に提供した。被害供述を提供したMとしては、事件①の捜査は順調に進んだ一方で、事件②についてはなかなか捜査が始まらず、やきもきしていたところ、警視庁から事件②でA逮捕の連絡があったため、強気の態度で交渉に臨んできたわけである。

3 Mは、消費者金融に多額の借金があり、できれば示談金は欲しいと考えているふしがうかがえた。しかし一方で、Aを刑務所送りにしたいと考えていることも態度から明らかであり、いくら頭を下げて金額の引下げには応じないと予想された。

ところで、民事の和解であれば、和解が難航しているときに、直接の紛争以外の派生紛争を和解の対象に取り込んでスキームを組み立てることは定石の一つである(草野芳郎『和解技術論(第2版)』(信山社、2003年)130頁以下参照)。今回の示談交渉もこの

発想で臨むことにした。

事件①に比べ、事件②の捜査は大きく遅れており、Aの取調べも始まっていなかった。事情を調べてみると、事件②の重要参考人であるT女が携帯電話番号を変更していたため、警察がT女に連絡をとれずにいることが捜査遅延の原因であることが判明した。

これはチャンスである、と感じた。T女の存在は、Mとの示談交渉におけるブレイクスルーとなるかもしれない。もしそうはならずとも、警察より先にT女と接触できれば、警察に対しアドバンテージを得ることができる。そこで、愛知県甲地方にいる協力者ら(Aの妻およびB組の上級幹部)に対し、友だちの友だち、さらにその友だちに尋ねていく形でT女の連絡先を尋ねてまわるよう、また地元の電話帳をしらみつぶしに調べるよう依頼した。幸い、協力者らは献身的に作業してくれた。そのおかげで、数日後にはT女の連絡先が判明し、4月5日にはT女と面会できた。警察がT女に接触したのは4月19日だったので、14日間のアドバンテージが得られ、この間にMとの示談を成立させることができた(後述)。

4 4月5日、愛知県甲地方でT女と面会し、Aの苦境を説明したところ、T女は「事件②の際にはAに助けてもらったのに、それが原因でこんなことになって申し訳ない」と言ってくださり、事情聴取およびその内容の書面化を快諾してくれた。

T女からの事情聴取の結果、T女は暴力団とは何の関係もないこと、T女がMらに自動車の中で強姦されたこと、解放された後にAの知人に連絡したところAらが駆けつけてくれたこと、その後のMらに対するAらの暴行はT女に対する強姦行為を糾弾してのことであったことを内容とする供述が得られた。これで、事件②が、Mや警察が描くような美人局事件ではないことがはっきりした。

T女の供述については、その重要性に鑑み、その場でノートパソコンとバッテリー搭載型プリンタを使って供述録取書を作成した。警察より先に関係者の供述録取書を作成するのは、修習先の事務所で見た手法をまねたものである。

5 T女には、事情聴取のほかにもう1つ、「Aのために、M・A間の示談交渉に介入してほしい」という

重要なお願いをした。

M、AおよびT女は、いわば三すくみに近い状態にあった。Mは、Aを刑務所送りにしたいが、一方で示談金は欲しい。Aは、Mと示談したいが、独力ではどうにもできない。T女は、Aを助けたいが、Mらに対する損害賠償請求権および告訴権は眠らせていた。なお、事件②でMらがAらに支払った100万円は、一部はT女に渡ったものの、制裁目的だったため大半はAらの懐に入り、T女は被害に対する正当な補償を得ていなかった。

T女には、Mに対する損害賠償請求権をAのために行使する形で、M、AおよびT女の三者を当事者とする三面示談を成立させることを提案した。T女が示談交渉に介入すれば、上記三すくみ状態は解消できる。幸いT女は、強姦犯人でありながら被害者面をするMに憤りを感じており、当職の提案を快諾してくれた。

提案の内容は概ね次のとおりである。まず、M・A間で事件①について55万円で示談し、55万円をAからMに交付する。同時に、M、AおよびT女間で事件②について示談する。T女は、MがT女に25万円を支払うこと、Mが事件②に関するAの債務を免除すること、およびMがA弁護人に嘆願書を交付することを条件として、強姦被害に基づくその余の権利を放棄し、事件②に関する三者間の債権債務はすべて消滅させる。この方法によれば、何らの補償も得られずにいたT女に一定の補償を得させると同時に、実質30万円で100万円分の示談をAのために成立させることができる。

T女の同意を得たうえで、再度Mと面会した。Mは相変わらず強気だったが、T女の供述録取書のコピーを見せて上記三面示談を提案したところ、あっさりとこれを受け入れた。Mは、事件②の被害供述を警察に提供したが、同時に、T女が警察に強姦のことを申告しないかという点も、のどに刺さった骨のようにずっと懸念していたようであった。また、警察が未だT女の連絡先をつかめておらず、Mが事件②の捜査の先行きに不安を抱いていたことも幸いした。当職が使者としてMとT女の間を数回往復して、その日(4月13日)のうちに提案どおりの内容の三面示談が成立した。

なお、上記のような示談は、T女との関係では利



益相反、Mとの関係では畏怖行為の問題を生じさせるおそれがあるため、事前に全関係当事者から書面による同意を得たうえ、Mとのやりとりにはボイスレコーダを持参するなど、事後に弁護士倫理上の問題を問われることのないよう、理論的にも実際的にも万全を期している。

## 事件②の被疑者弁護

次の目標は、事件②を不起訴に追い込むことである。さっそく担当検事に示談の成立を報告するとともに、示談の条件として交付を受けていたM直筆の嘆願書およびT女の供述録取書を活用して、被害回復により被害感情も和らげられていること、および本件が美人局事案などではないことを説明した。

加えて、事件①では取調官に唯々諾々と従ってきたAに対しては、取調べが始まる前にあらかじめ、「君は、事件①では相手の言うとおりにしてきたが、それで何かよい結果が得られたか。苦境に陥っただけではないか。君もヤクザなら、自分の言いたいことをちゃんと主張するなり、黙秘を貫くなり、意地を見せてみる」と指示しておいた。Aは、警察よりも先にT女と接触した当職に絶大な信頼を寄せてくれており、上記助言に従い、真実と異なる取調官の誘導に対して完全な黙秘を貫いてくれた。そのおかげで、事件②については、Aに不利益な調書は1通も作成されることはなかった。

また、事件②では、AのほかにAの友人Fが共犯者として存在し、FもAと同じく4月上旬に逮捕されていた。Aの不起訴処分を得るためには、Fについても十分な被疑者弁護がなされ、不起訴になってもらう必要があった。Fがどの警察署に留置されているかは不明であったが、2人とも同日に逮捕されたことは明白であったため、勾留質問も同じ日に行われるとらんだ。そこで、Aの勾留質問が行われる日に、「弁護人となろうとする者」として裁判所でFと接見し、直ちに当番弁護士を呼んで弁護人を付け、Aとともに不起訴を目指すよう呼びかけた。その日のうちに、当番弁護士がF弁護人となり、A側の意を酌んで機敏に行動してくださった。Fの実家は地元の資産家であったため、F弁護人の手配により、瞬く間に事件②の被害者Mら2名に対し、FおよびAのために被害金

額全額の弁償がなされた。当初の示談で、Mは、事件①②合わせて100万円以上という要求に対し、実質30万円しか受領できなかったが、F実家の資力により最終的に被害の完全な回復を受けた。F弁護人を務めてくださった先生には大変感謝している。

F側の協力により完全な被害回復がなされたこと、T女がA側についたこと(T女は、警察が接触してきたときや、事情聴取のために警察に出頭するときには、事前に当職に連絡をくれた)、ならびに、AおよびFから捜査側に有利な供述が得られなかったことなどから、最終的に事件②を不起訴に追い込むことができた。不起訴の連絡を受けた夜は、自宅でささやかな祝杯を上げた。

## 事件①の被告人弁護

残るは、起訴済みの事件①の公判だけである。本来であれば、Mを公判廷に呼び、Mの誇張された被害供述を反対尋問で徹底的に絞り上げたかったが、東京での4カ月に及ぶ身体拘束によってAが疲弊していたため、執行猶予による早期の身体解放を優先することとし、残念ながら証人尋問は回避した。すなわち、検察官側提出書証はすべて同意し、後は情状証人(Aの妻)の証人尋問および被告人質問だけで証拠調べを終わらせることとした。

ただ、せめてもの抵抗として、Mとともに事件当夜A宅を訪問し、M・A間の話合いに立ち会ったYの供述録取書(弁護人作成。M供述と異なり、Aに有利な内容)を書証として提出した。あらかじめ検察官と交渉し、検察官提出書証に同意する条件として、弁護人が提出する当該供述録取書に検察官が同意することを提案し、了承を得たものである。Yは、B組の下級幹部であり、供述の信用性に疑問を持たれることは避けられなかった。それでもあえてYの供述を法廷に顕出したのは、「異なる内容のY供述が存在するなど、M供述は信用できない。現に……」という形でM供述の信用性を争う流れに持ち込むためである。誇張されたM供述は、あたかも暴力団幹部が善良な市民に言いがかりをつけて多額の金銭を喝取したかのような構図になっていたため、Mが、覚せい剤等の入手の便宜のためにB組の周辺をうろちよろしていたチンピラであり、善良な市民などではないこと

を裁判官に理解させる必要があった。

判決は、懲役1年6月、保護観察付きの執行猶予5年であった。保護観察が付いたことは残念だが、Aが前回の執行猶予判決後もB組との関係を断ち切れていなかったことを考えれば、Aの将来のためには有益な措置ともいえた。

## 移送の検討

以上のように、なんとか実刑は回避できたが、そもそも事件①の捜査段階で適切な弁護活動がなされていれば、事件①も不起訴になってもおかしくない事案であった。

実は、事件①については、刑訴法19条の移送を申し立てる準備も進めていた。ただ、移送が認められると、当職は国選弁護人を解任され、移送先で新たに国選弁護人が選任される。このことをAに話すと、「前回のとき国選弁護人についた地元の弁護士は接見にも全然来てくれなかった。今回逮捕されたときも、当番弁護士を呼んだのに、結局受任してくれなかった。先生以外の弁護士はまったく信用できない。

なんとか先生に最後まで面倒をみてほしい」と懇請され、結局、移送を申し立てることはなかった。

## 終わりに

事件の終結から半年が経過した。個人的に思い出深い事件(本件は、当職が初めて受任した国選事件である)についてレポートを書いたところ、期せずして荣誉ある賞をいただいた。大変光栄に思う。と同時に、申し訳ないような、歯がゆいような思いもある。

というのも、当職の弁護活動は、何ら独自性のあるものではなく、修習時代の恩師の教えに従った結果にすぎないからである。手元にある証拠だけで満足せず、知恵を絞って自ら証拠を収集する努力をすることの重要性は、山川良知先生に教えていただいた。また、理論上許される弁護活動と許されない弁護活動を慎重に見極め、許される弁護活動は躊躇せずに行うことの重要性は、森下弘先生に教えていただいた。本レポートは、両先生に対する近況報告のつもりで執筆した。両先生に最大級の感謝を捧げたい。

(いちかわ・まさし)